

廃棄物

の話

法律編

時は1960年代から1970年代の高度成長期
都市のごみは増え続け、
工場などから排出される廃棄物も適切な処理などされずに廃棄され、
公害が社会問題化しました。
そこで、廃棄物処理の基本体制を整備するために
1970年の第64国会（通称：公害国会）で
それまでの「清掃法」を全面的に改正し、
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が制定されます。
（参考資料①p.6）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（参考資料②③）

第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を
自らの責任において適正に処理しなければならない。

廃棄物が
「適正に処理」できないものは作るな、
と言ってます

第2条

この法律において「廃棄物」とは、
ごみ、（中略）その他の汚物又は不要物であつて、
固形状又は液状のもの
（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）
をいう。

あれ？

法律が制定された1970年頃といえば
1970年11月に美浜原子力発電所1号機が営業運転開始
1971年3月には福島第一原子力発電所1号機が営業運転開始
と、原発が本格的に動き始めていた頃です。
ところが放射性廃棄物は
「事業者処理責任がある」とされた廃棄物とは別扱いにされました。
放射性廃棄物については1957年にできた別の法律があります。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(参考資料④⑤)

(法律制定時) 第23条 (最新) 第43条の3の5

時代によって、条文は少し変わってきていますが、「原子炉を設置しようとする者」は申請書を提出する必要があって、その申請書に記載する項目の一つとして

使用済燃料の処分の方法

が規定されています。

廃棄物処理法と扱いが全然違います。
処理する責任はどこへ？

じゃあ、この申請書にはどんなことが書いてあるのか？
例えば東京電力の原子力発電所の場合

使用済燃料の処分の方法

(参考資料⑥)

使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。

※本来は「原子炉設置許可申請書」を見れば書いてあるんですが、ネット上では見つけれませんでした。ここに引用したのは東電の2016年11月プレスリリース「当社原子力発電所の原子炉設置変更許可について」の添付資料で記載内容変更前として出ていたものです。ちなみにこの時の「設置変更許可申請」は再処理等拠出金法が施行されたのに伴って、使用済み燃料処分方法の記載を変更したのですが、変更後も本質的には言っていること同じです。

「ちゃんと保管します」
って宣言してるだけ。。。

最後に一言

私が原発を無くすべきと考える大きな理由の一つが、放射性廃棄物の存在です。日本は1970年時点で放射性廃棄物の法的扱いについて考えるのを放棄しました。1970年まで立ち戻って、廃棄物処理法の「適正に処理できないものは作るな」という考え方から放射性廃棄物について見直せば、導かれる結論は『少なくともこれ以上廃棄物を増やすな』でしょう。その上で、すでに存在する廃棄物をどうするか？我々の世代は、自分たちの豊かさのために出したゴミを将来世代に残してしまうことが確実です。将来世代への負担を可能な限り小さくするための方法を全力で考えるしかありません。なのに、現実には再稼働で廃棄物をさらに増やし続けてます。100年後、1000年後、この西暦2000年を挟んだ数十年がどう教科書に書かれるのか？(もう人間いないかもしれませんが。)そんな視点もエネルギーを考える時に必要な気がします。

参考資料

- ①環境省HP 我が国循環産業の国際展開 我が国循環産業の歩み「日本の廃棄物処理の歴史と現状」(2014年2月作成)
https://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/index.html
 - ②衆議院HP 第064国会制定法律の一覧「法律第137号」(制定当時の条文)
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/06419701225137.htm
 - ③e-gov 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(最新の条文)
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0137.html>
 - ④衆議院HP 第026国会制定法律の一覧「法律第166号」(制定当時の条文)
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/02619570610166.htm
 - ⑤e-gov 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32H0166.html>
 - ⑥東電HP プレスリリース2016年11月2日「当社原子力発電所の原子炉設置変更許可について」
http://www.tepco.co.jp/press/release/2016/1334553_8626.html
- ※話を整理するのに参考にしたページ
NHKクロースアップ現代+ 2012年10月1日放送「10万年の安全は守れるか～行き場なき高レベル放射性廃棄物～」
<http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3254/1.html>